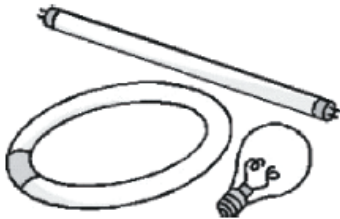


## 廃蛍光灯のリサイクルにご協力ください

水銀による環境汚染を世界規模で防いでいくための枠組みである「水銀に関する水俣条約」が、平成29年8月発効となりました。

また国内では、平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」が公布されるなど、関係法令の整備が進められております。

牟岐町においても、平成29年12月から、役場に回収ボックスを設置し、ご家庭で不用になった蛍光灯等の拠点回収を始めます。



回収した蛍光灯等は、専門の処理業者が水銀・ガラス・金属などに、それぞれ原料としてリサイクルします。従来どおり燃やさないゴミ（不燃ごみ）として排出することもできますが、回収箱を積極的にご利用いただき、水銀含有物の適正処理とごみの減量化に、みなさまのご協力をよろしく願います。

### 回収場所と方法

牟岐町役場へお持ちください。蛍光灯など新品を買った時の紙製容器または、新聞紙などで包んで運ぶと安全です。また、割れてしまった蛍光灯は新聞紙やビニル袋等に包んで気を付けてお持ちください。※祝日や休日でも牟岐町役場で受取りいたします。

### 回収できるもの

一般のご家庭で使用していたランプ類であれば、円管球・直管球・白熱電球・LED球・グロー球等すべて回収いたします。

### 回収できないもの

今まで産業廃棄物として処理していた廃蛍光灯については、今までと同じように産業廃棄物として処理してください。

【お問い合わせ】牟岐町住民福祉課 TEL72-3414



ゴミの分別にご協力をお願いします

## 11月～12月は県税・市町村税の「県下一斉徴収強化月間」です。

### 「税の納め忘れはありませんか？」

徳島県と県内全市町村は、税の公平性を確保するため、11月と12月を「県下一斉徴収強化月間」に設定し、連携して県下一斉に徴収を強化しています。

納期限が過ぎているのに納付していない方は、金融機関または税務会計課ですぐに納付してください。

催告しても納付していただけない滞納者に対しては、財産の差押などの滞納処分を行います。納付できない特別な事情がある方は必ずご相談ください。

牟岐町税務会計課 (TEL 72-3410)

## 放送大学 4月募集のお知らせ

○放送大学は、平成30年度第1学期の学生を募集しています。

○心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

○全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。

○資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学徳島学習センター (TEL088-602-0151) までご請求下さい。

○出願期間は、第1回は2月28日まで、第2回は3月20日まで。